

人の自負と借金踏み倒しの調和は 借りたものは返す、幼い頃から身についた教え、どうする

二段ベットの夜間宿所がり、生活保護の活用で豊かへ

人の倫理と企業社会（弱肉強食）の論理との、個人の中での調和は

5年も我慢できない、モラルが許さない???

「お金を借りた相手が個人の場合は10年間、銀行や貸金業者などの会社の場合なら5年間、債権者から何の請求も受けず、1円も支払をしていないと、その借金は時効にかかる。」

これを読んだ人が言いました。「5年も辛抱せなあかんのか」
言った人は、まだ生新しい借金を抱えているか、苦勞しながら返済中の人ではなからうかと思われます。

ひよつとすると、夜間宿所を利用しながら、年金の中から返済しているのかもしれない。

年金担保の借金と生活保護活用の関係は、最近は少しやこしく、個別相談が必要です。

原則は、借金の有無にかかわらず、困窮の事実に基づいて、誰でも（永住権を持つ外国人を含め）、生活保護は活用できるということですよ。

まず生活保護の活用によって生活を安定させ、その後、無料法律相談などを活用しながら、借金の清算方法を考える。

この順番であって、先に借金の清算をしなければ、生活保護の申請ができないということではありません。

「夜間学校に書いてあることは、人間を狡くすることしか書いてない」という人がいます。

「小さい頃から、借りたものは返す、人に迷惑をかけず、人の世話にならない、自分の生活は自分の努力で成り立たせる、そう言い聞かされて育ってきた。今まで身につけてきたものを否定するものだ。受け入れがたい。」ということだろうと思います。

人としての道徳、モラルと言われるものですよ。
江戸時代、そして、それ以前の農業を中心にした村落共同体には、敗者復活の仕組みがありました。

借金が返せず取られた、あるいは、災害で耕作出来なくなつたなど、原因は何であれ、家の持つ耕作地を失った場合（当時、「個人」はありませんでした）、村の共有地を無料で貸し与え、再起できるように支えると言う仕組みですよ。

何世代後であれ、借金を返済すれば、取られた土地を返せという権利もありました。借金では元々の所有権は移動しないと考えられていたのです。

また、大災害時など、借金を棒引きにする「徳政令」というものもありました。

人のモラル・道徳と言われるものは、その当時から引き継いでこられたものと考えられます。

明治時代以降、私的所有権が確立されても、それは変わることなく伝えられてきました。

ただ単に伝えられただけでなく、個人の道徳を持たない会社・法的人格を持つ法人の隆盛と共に、企業の弱肉強食の論理を補強するものとして、学校教育などを通じて強化されました。

会社・法人は、人のまがい物として、法的人格を与えられていますが、まがい物はまがい物ですから、人のモラル・道徳とは無縁の存在です。

人に迷惑（有毒な輸入米の販売等）がかかろうが、労働者を使い捨てにしようが（派遣切り等）、「良心の痛み」など感じない存在です。ただただ、労働者を安く使い、会社を大きくし、株主に多くの配当を渡すことを心がける。それが企業・法人の正義です。

企業・法人が食い物にする対象である個人が、「借りたものは返す、人に迷惑をかけず、人の世話にならない、自分の生活は自分の努力で成り立たせる、」と考え続け、企業・法人の強欲さを規制することを考えなければ、企業・法人にとってこれほど都合のいいことはありません。

これでは、なんぼ何でもヒドイので、社会保障制度（生活保護等）や時効等の制度があるのです。それらの活用は、社会を成り立たせる上に必要であって、個人の墮落を勧めるものではありません。

消滅時効の内容証明の参考例

貴社よりの〇年〇月〇日付の当方に対する普通郵便による金銭貸借請求に対し、法律に定める時効期日経過により時効の援用を宣言します。今後貴社より如何なる請求が成されても、この援用により債務は消滅したのであり当方は支払う意志は御座いません。

不本意とは存じますが何卒以下万端宜しくお願い申し上げます。

「定額給付金の取扱い」のおしらせ。大阪市の定額給付金の申請は11月2日までです。

10月1日（木）以降の「定額給付金の申請」については、西成区役所で相談をおこなってください。

西成区以外の方は、各区役所および各市町村へ相談をおこなってください。

生活保護は、無差別平等、困窮の事実に基づいて、誰でも活用することが出来ます。

65歳以上でなければ、あるいは病気でないから受けられない、というのはウソです。

大阪市立更生相談所（市更相）は、阪堺線の東側、公衆便所横のガードを東に抜けて、交差点を渡ったところにある建物です。「手引き書—生活保護は怖くない」（無料配布中）

不動産屋さん紹介（気軽に相談を。しかし、真剣に）

※ 双葉商事さん（電話 ~~06-6561-4392~~）

鶴見橋商店街の奥（西の端）。敷金不要の今すぐ入れる物件もあります。勿論、風呂付き敷金要の物件も。とりあえず電話で時間を決めて、その後の段取りを決めましょう。

※ フラップさん（電話 ~~06-6658-8888~~）

26号線花園交差点、イズミヤの南6～7メートル。西成区以外の物件もあります。

必ず、実物（部屋）を2～3見て比較、周囲の環境を考えて、得心して決めましょう。